第 5950 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 5月 8日 火曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 使用人兼務役員になれない者

Q：妻を会社の監査役にしていますが、使用人としての仕事をしています。この場合には、使用人兼務役員に対する報酬として損金に算入することが認められますか？

A：要件を満たさない限り、認められません。

【解説】

使用人兼務役員とは、役員のうち部長、課長、その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいいますが、次のような役員は、使用人兼務役員になれないことになっています。

①代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
②副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
③合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員
④取締役（委員会設置会社の取締役に限ります）、会計参与及び監査役並びに監事
⑤①から④までのほか、同族会社の役員のうち一定割合の株式を所有している役員

お尋ねは、監査役ということですから、使用人としての仕事しかしていなくても、使用人兼務役員にはなることができません。

したがって、奥さんに支給される報酬は、役員報酬に該当し、要件を満たさないときは損金に算入することができません。